

## NPO法人の制度融資のご相談について

1. 以下の要件を満たすNPO法人が対象になります。

- ・従業員（雇用契約関係が無いボランティア等は含まれない）

製造業等	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

2. 利用できる制度融資

中口資金、セーフティネット資金、経営力強化資金

3. 申込時の必要書類（中口資金の運転資金の場合）

- 融資あっせん申込書 1通
- 宣誓書 1通（飲食業の場合）
- 代表者の経歴書、事業経歴書各 1通（埼玉県信用保証協会の利用が初めての  
場合）
- 直近2期分の特定非営利活動促進法第28条に規定する以下の事業報告書等  
「事業報告書」、「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」、「年間役員名  
簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」各 3通
- 試算表 3通（決算後6カ月経過している場合）
- 履歴事項全部証明書 1通
- 閉鎖謄本 1通（埼玉県信用保証協会の利用が初めての場合）
- 法人市民税の納税証明書 1通
- 許認可業種の場合は、当該許認可書等の写し 3通
- 個人情報の提供に関する同意書 1通

制度融資毎又は資金用途によって必要な書類が異なりますので、申込みの際は必ずさいたま市融資制度の受付窓口となります（公財）さいたま市産業創造財団までご連絡ください。

4. 受付（相談）窓口

（公財）さいたま市産業創造財団 支援・金融課

住所：さいたま市中央区下落合5丁目4番3号さいたま市産業文化センター4階

電話番号：048-851-6391

FAX：048-851-6392